

一般社団法人 宮崎県植物防疫協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民生活に不可欠な食料を安定的に生産するのに必要な病害虫及び雑草の防除が宮崎県において安全かつ適正に実施されるよう植物防疫に関する事業を推進するとともに、農業生産活動が安全かつ安定的に実施されるための事業を行い、安全で安心できる農作物生産と環境に配慮した持続的な農業の推進を図り、もって宮崎県民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)植物防疫に関する調査、試験研究及び指導
- (2)植物防疫に関する講習会、講演会及び展示会の開催
- (3)農薬及び病害虫の防除技術に関する受託試験並びに実証
- (4)農林水産航空事業に係る防除事業
- (5)航空防除事業の実施に係る事故対策相互補てん事業及び農薬展示は設置事業の実施に係る事故対策補てん事業の運営管理
- (6)農薬の安全使用に関する知識の啓発及び優良防除機具の普及
- (7)植物防疫に関する優良事例の表彰
- (8)植物防疫・農業安定生産に関する印刷物の刊行及び斡旋
- (9)農業の安定生産にかかる調査、講演会等の開催
- (10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員(社員)

(種別もしくは法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1)正会員 法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体。
- (3)特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者。

(正会員等の資格の取得 入会)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の多数をもって、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の10日前までに書面をもってその旨を通知し、かつ、その総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名したときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受け、若しくは解散したとき
- (3) 2年以上会費等を滞納したとき
- (4) 総正会員の同意があったとき

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、全ての正会員を持って構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(総会の開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 会長理事に事故があるとき、又は会長理事がかけたときは副会長が総会を招集する。
- 3 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、会議の目的及び招集の理由を記載した書面によって、総会の招集を請求することができる。
- 4 総会を招集するには、会長理事は総会の日2週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、会長理事がかけたとき、又は会長理事の事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(総会の決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。その場合において、当該代理人は代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

- 2 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(総会の議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人1人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事の内1人を会長理事とし、会長理事以外の2人以内を副会長とすることができる。
- 3 前項の会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

(種別及び選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長理事及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長理事を補佐し、会長理事がかけたとき、又は会長理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行にかかる職務を代行する。
 - 4 会長理事及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行ために要する費用の支払いをすることができる

(顧問)

第28条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長理事の相談に応じること。
- (2) 会長理事の諮問に応ずるほか理事会・総会に出席して意見を述べること。
- 3 顧問は、理事会の推薦に基づき、会長理事が委嘱する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事、副会長の選定及び解職

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長理事が招集する。

- 2 会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会を招集しようとするときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、会長理事が欠けたとき又は会長理事が事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は理事会の決議に、理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事はその提案について意義を述べたときはその限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。ただし、会長理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印するものとする。

第7章 幹事及び運営委員会

(幹事)

第37条 この法人に、幹事会及び幹事を置くことができる。

- 2 幹事は幹事会を構成してこの法人の業務運営計画等の諮問事項について審議し、その結果を参考意見として会長理事に提出する。

- 3 幹事は、会長理事が委嘱し理事会へ報告するものとする。

- 4 幹事は、無報酬とする。

- 5 幹事及び幹事会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

(運営委員会)

第38条 この法人に、運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、この法人の目的達成に必要な事項を調査審議する。

- 3 運営委員会の委員は、会長理事が委嘱し理事会へ報告するものとする。

- 4 委員は、無報酬とする。

- 5 委員及び運営委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(公益目的支出計画実施報告書)

第42条 会長理事は、毎事業年度、法令の定めるところにより、公益目的支出計画実施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 この法人は、営利の追求を目的とせず、剰余金の分配を行わないこととする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 1 章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、会長理事が任免し理事会の承認を得る。

4 その他の職員は、会長理事が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

第 1 2 章 雑則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第（平成18年法律第49号）121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の日から施行する。

2 この法人の最初の会長理事は、岡村 巖とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第49号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。